

山形県告示第 331 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成 30 年 4 月 13 日

山形県知事

吉村美栄子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
東根市	計量法施行令 第 10 条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	平成 30 年 6 月 4 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	小田島公民館	一般社団法人 山形県計量協会
		同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	大富公民館	
		同 月 5 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	東郷公民館	
		同	午後 1 時から 午後 3 時まで	神町公民館	
		同 月 6 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで		
		同 月 7 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	東根市役所 (北側車庫)	
天童市		同 月 11 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	千布公民館	
		同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	山口公民館	
		同 月 12 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	高橋公民館	
		同	午後 1 時から 午後 3 時まで	天童市農業センター	
		同 月 13 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで		
尾花沢市		同 月 18 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	尾花沢市役所車庫	
	同 月 19 日				
	同 月 20 日				
新庄市	同 月 25 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	新庄市上下水道庁舎		
	同 月 26 日				
	同 月 27 日				

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称		
鶴岡市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	年7月2日	午前10時30分から 午前11時30分まで	由良コミュニティセンター	一般社団法人 山形県計量協会	
		同		午後1時から 午後2時まで	加茂コミュニティセンター		
		同		午後3時から 午後4時まで	湯野浜コミュニティセンター		
		同	月3日	午前9時30分から 午後4時まで	鶴岡市農村センター		
		同	月4日	午前9時30分から 午後4時まで	出羽商工会大山支所		
		同	月5日	午前9時30分から 午後4時まで	鶴岡市役所車庫棟		
		同	月6日	午前9時30分から 午後3時まで			
		同	月9日	午前10時30分から 午後4時まで			
		同	月10日	午前9時30分から 午後4時まで			
		同	月11日	午前9時30分から 午後3時まで			
		金山町	同	月17日	午前10時30分から 午後2時30分まで		金山町役場
		最上町	同	月18日	午前10時30分から 午後2時30分まで		最上町産業振興センター
		舟形町	同	月19日	午前10時30分から 午後2時30分まで		舟形町役場車庫
		真室川町	同	月20日	午前10時30分から 午後2時30分まで		真室川町中央公民館
大蔵村	同	月23日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大蔵村中央公民館			
鮭川村	同	月24日	午前10時30分から 午後2時30分まで	鮭川村役場 (西側車庫)			
戸沢村	同	月25日	午前10時30分から 午後2時30分まで	戸沢村役場			

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称	
村山市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	年8月1日	午前10時から 午前11時30分まで	大高根地域市民センター	一般社団法人 山形県計量協会
		同		午後1時から 午後2時30分まで	勤労青少年ホーム	
		同	月2日	午前10時から 午前11時30分まで	袖崎地域市民センター	
		同		午後1時から 午後3時まで	村山市役所 (西側車庫)	
同		月3日	午前10時から 午後2時30分まで			
庄内町		同	月6日	午前11時から 午後2時30分まで	庄内町役場立川支所 (北側車庫)	
		同	月7日	午前11時から 午後2時30分まで	庄内町余目第二公民館	
三川町		同	月8日	午前10時30分から 午後2時30分まで	三川町役場車庫	
鶴岡市		同	年9月3日	午前11時から 午後2時30分まで	羽黒体育センター	
		同	月4日	午前11時から 午後2時30分まで	藤島地域スクールバス車庫	
		同	月5日	午前11時から 午後2時30分まで	鶴岡市櫛引庁舎車庫	
		同	月6日	午前11時から 午後2時30分まで	鶴岡市朝日庁舎	
	同	月10日	午後1時から 午後4時まで	鼠ヶ関公民館		
	同	月11日	午前9時30分から 午後2時30分まで	鶴岡市温海庁舎		
大石田町	同	月12日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大石田町役場車庫		

山形県告示第 332 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成 30 年 4 月 13 日

山形県知事

吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機関 の名称
鶴岡市	計量法施行令第 10 条に規定す る非自動はか り、分銅及びお もり	平成 30 年 6 月 4 日から 同 年 12 月 21 日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器 の所在場所又は指定 定期検査機関が指定 する場所	一般社団法人 山形県計量協会
新庄市				
村山市				
天童市				
東根市				
尾花沢市				
大石田町				
金山町				
最上町				
舟形町				
真室川町				
大蔵村				
鮭川村				
戸沢村				
三川町				
庄内町				